

信憑性の検証が必要であった。当時の原資料である『医学館方案』との照合により、教諭・助教・助教介の名など細部までかなりの一致が見られることが判明した。

医学館での臨床の目的

庶民治療の意義——少年にして頭位に処するときは、中人以下に治を請ふもの少なし。総て治術の習業を実意を以て習熟せんとらば、貧賤養廝の病人を多く治療するに如くは莫かるべし。貧賤の者は病発より快復又は命終はるまで一医に委ぬるもの多ければ、病情病変初中末を診視し不惻（ママ）の妙理を識悟することあり。頭位の医には貧賤の者は憚り恐れて治を請はず。中人以上は頭位たれども弱輩の医には請ふもの鮮し。」

——寛政四年（一七九二）序刊・多紀元恵『医家初訓』

（平成十四年五月例会）

横浜港邏卒

養生之規則について

中西淳朗

明治五年六月二十三日（陰曆）の「横浜毎日新聞」によれば、神奈川県邏卒総長・平部朝致が、横浜港邏卒養生之規則を発令したことを報じている。この訓令は『神奈川県警察史』に収載されていないものであるので、全文をここに掲げて紹介する。

安寧健康を保有し病症を避けて無恙ならしむるため必要の規則若干を設立するなり。

第一則 炎熱或は発汗中は都て何品に寄らず冰冷なる飲物を用ゆべからず。

第二則 炎熱或は発汗の時に食事を為すべからず。

第三則 炎熱の時卒然と衣服を脱ぎ去るべからず。

第四則 苦熱中又発汗せし時は吹通しの場所に立止り又は

座を占むべからず。

第五則 炎暑又は発汗中に冷水にて沐浴すべからず。

第六則 平生熱湯の沐浴を為すべからず。然れども温湯に

石鹼を用ひて六日の内一兩度を可なりとす。尤も毎

朝灌水して全身に暖気を保つまで運動を為すは最上

なり。

第七則 牡蠣、海蝦其他、都ての貝類を日本の五月より十

月までの間は食すべからず。

第八則 都て魚類肉類の陳びたる又は腐敗せしものを食す

べからず。

第九則 不熟の果実或は陳くして腐敗したる野菜を食すべ

からず。

第十則 都て食物は一時に呑み下すべからず。能々噛み碎

くべし。

第十一則 食事の節多量の飲物を用ゆべからず。薄き茶を

少々用ゆるは善とするなり。

第十二則 湿気ある衣服は可成急に脱ぎ去るべし。

第十三則 如何様の時たりとも湿気ある衣服のまま寝るべからず。

第十四則 成る丈け両足に湿気を受けるべからず。若し濡らせし時は速に拭き取べし。

第十五則 食物は生物より煮たるに若かざる事勿論なり。

又野菜の生物は決して食すべからず。其内にも日本にて漬物と称するものは尤も忌む所なり。

右の条々遵守可致事。

(原文のまま収載)

夏の土用の入りに、港内のパトロールをする勤務員に向け発令されたこの規則をみると、まず炎暑対策があげられている。(第一―五則) これは遮蔽物や街路樹の全くない波止場で、白い建物からくる輻射熱をあびながらの勤務であったことを良く示しており、今日でいう熱中症(射病)で倒れる者が多かつたと考えられる。

次に多い項目は飲食である(第一、二、七―十一則)。夏期における暴飲暴食は、秋に胃潰瘍となつて撥ねかえつたと考えられる。ただし、熱中症をよく知らなかつたため、食塩対策、飲水対策は全く正しい指導とは云えない。食物の中で特に「日本にて漬物と称するもの」は良くないとしている。

即ち、当時の下級雇員は一日三食のうち、二食は有り合わせの汁と香之物が普通で、漬物は多分沢庵が主であつたと思われる。この様な、献立とは云えぬ食物だけで米飯を流しこむ習性は、改善すべき重大事項であつたろう。

次に発汗に関連した沐浴、防湿についてふれている(第五、六、十三、十四則)。皮膚表面の水分量の問題や蒸気圧の問題は、久野寧先生が人体発汗の生理学的研究で帝国学士院恩賜賞を受賞されるまで詳らかでなかつた(昭和十六年まで)。従つて余り学理的ではないのは当然だが、石鹼の推奨は注目される。横浜磯子の堤磯右衛門石鹼製造所の創業は明治六年であるから、平部総長のいう石鹼は京都舎密局製(製造指導・明石博高)のものをサンプル的に取寄せ配給したのではなからうか。明治五年の京都府令では「牛乳ハ内ヲ養ヒ、石鹼ハ外ヲ潔クスルハ、大二養生ニ功アル事ニ付」といつているから、洗浄用より医薬用として注目したように思える。

最後に第三並びに四則の服装・振居についてふれておく。横瀬夜雨の『太政官の時代』や、横浜貿易新報社の『横浜開港側面史』によると、邏卒の立居振舞が非常に悪かつたと指摘されている。そこで養生之規則に託つて容儀、振居についてふれたものと考えられる。

以上に述べたる点は些細な訓令の如く見えるが、この年の二月十日に野毛坂上(二百番官舎)に邏卒病院を開いたが、仮建築のため狭く入院患者が急増しては困るために、この様な訓令を出したものと考える。横浜の邏卒病院については後日改めて報告する。

(平成十四年九月例会)